

第9期中野区健康福祉審議会 地域福祉部会（第4回）

開催日 令和2年8月7日（金）午後7：00～

開催場所 中野区役所 第8・9・10会議室（7階）

出席者

1. 地域福祉部会委員

出席者 和気 純子、稲葉 剛、岩川 眞紀、上村 晃一、荒岡 めぐみ、
宮澤 百合子、坂本 洋、渡邊 昭子、丸茂 亜砂美、
欠席者 中山 浩一、山西 満里子、森 京子

2. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 石崎 公一
地域支えあい推進部 地域包括ケア推進担当部長 藤井 多希子
地域支えあい推進部 区民活動推進担当課長 宇田川 直子
子ども教育部 子ども政策担当課長 青木 大
子ども教育部 子育て支援課長・子ども家庭支援センター所長 古川 康司
子ども教育部 児童相談所設置調整担当課長 半田 浩之
子ども教育部 育成活動推進課 細野 修一
都市基盤部 住宅課長 池内 明日香

【議 事】

○和気部会長

それでは時間になりました。始めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは事務局のほうから欠席者の確認をお願いいたします。

○石崎福祉推進課長

本日、山西委員からご欠席ということでご連絡を頂いております。なお、本日、岩川委員が前回ご欠席ということで、今回が初めてですので、1、2分程度で自己紹介をお願いできればと思いますけれども、よろしくをお願いいたします。

○岩川委員

岩川と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。中野の、宝仙寺が経営しております子ども教育宝仙大学の、もう退職したのですが、担当は子どもの保健というような、そういう科目を持っておりました。あとは子どもの運動発達とかそういったことを教えておりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○石崎福祉推進課長

ありがとうございます。続きまして事務局から本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。第9期中野区健康福祉審議会地域福祉部会第4回次第というものの裏面に資料一覧が載っております。資料1-1、資料1-2、資料2、資料2別添、資料3、資料4-1、資料4-2、資料5というものがこれまでに送らせていただい

る資料でございます。また、本日は席上のほうに資料6、資料7、そしてカラー刷りの「あなたの地域デビューを応援します」というものと、「あなたの地域デビューを応援します」そして「そよかぜ」と「地域福祉権利擁護事業手引き」というものを置かせていただいております。資料で不足のものがある方は挙手を頂ければ事務局職員のほうがお伺いします。よろしくお願いいたします。

冒頭の事務局からの説明は以上でございます。

○和気部会長

分かりました。それでは審議のほうに入らせていただきます。本日、大きくは4つの議題がありますけれども、まず最初に「子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制について」ということで、前回も議論しましたけれども、今回はより解決策や参加する団体等についてのところを重点的に議論するというようになっておりました。

それでは、事務局から説明お願いいたします。

○青木子ども政策担当課長

皆さんこんばんは。子ども政策担当課長の青木と申します。私のほうから、前回に引き続きの議題になりますが、「子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制について」ということで、資料1-1、資料1-2に基づいて、説明をさせていただきます。

まず資料1-1、カラー刷りの資料になりますが、これは前回お出しした資料の抜粋になっていまして、振り返りということでご説明させていただきたいと思っております。

まず(1)相談支援体制の充実ということで、全世代向けの地域包括ケア体制構築に向けまして、これまで区が地域と培ってきた子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制、地域資源などを基盤としまして、相談支援体制を再構築してまいります。児童相談所を含む専門性の高い相談機関としまして、(仮称)総合子どもセンターを設置することと、あと新たな児童館というのを設置しまして、課題の未然防止・早期発見をする機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、(2)ですね、「今後の取組の方向性」ということで、今、区のほうで3点進めていきたいと考えておまして、まず左側のところから、1つ目、「新たな児童館の設置」ということで、中学校区を1つの活動圏域としまして、区民や子育て関連団体などの子育て支援活動の拠点ということと、日常的な見守り支援の中から支援対象者というのを発見しまして、支援につなぐというところを強化してまいりたいと考えております。

2点目は、「(仮称)総合子どもセンターの開設」ということで、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を統合、一体的に運営することによりまして切れ目のない効果的な相談・支援というのを充実させていきたいと考えてございます。

最後に3点目ですね。「地域の関係機関などの連携強化」ということで、全区的なネットワーク体制を構築して、課題の共有をしてまいりたいと考えております。

次に(3)番、「議論をお願いしたいこと」としまして、これ前回からの引き続きになりますが、子どもと子育て家庭の相談支援体制の充実に向けまして、第3回の部会の意見を資料1-2として取りまとめております。これを踏まえまして、今日、主にその「解決策」と「各主体の役割」というところを重点的にご意見いただきたいと思います。おっしゃるような形で進めさせていただければと考えてございます。

資料の1-2に移りまして、A3の横長のものになりますが、こちらが前回の審議の中で委員の方々に活発なご議論いただきまして、多くの意見を頂いたと。それをまとめたものになります。

簡単に上からご紹介してまいりたいと思います。まず項番の1です。これは上村委員のほうから頂いたご意見になりまして、子育て関係についてはかなり地域の活動が盛んであるということから、その力を生かすプラットフォームというのが大切だよというご意見です。右に移りまして「解決策」としましては、新たな児童館をそういう子育て関係の団体が活躍できる場としてはどうかと。「各主体の役割」としまして、区民も地域の課題を身近なところで地域の人が解決するという視点を持つことが重要であるというご意見を頂きました。

項番2番に行きまして、丸茂委員から頂いた意見になりまして、子どものSOSをどのように拾い上げるかというのが課題であるということと、2つ目の○(丸)で、「母子家庭で母親はメンタル的な課題があり、子どもは発達に課題がある」という複合的な課題というのが地域にありますので、そういう複合的な課題を抱える家庭が存在すると。

「解決策」としましては子どもの声を聞いたり、子どもの徒歩圏内で生活を可視化するというのが大切になりますので、新たな児童館の役割が重要であると。また、複合的な課題に対応するために様々な機関との連携強化が必要であるというご意見を頂きました。

3点目です。こちらは宮澤委員から頂いたご意見になります。子どもと二人だけで長時間過ごすことが続くと精神的に疲弊してしまうことがあると。どうしても限界を超えそうな場面というのがありますので、そういったときに何かしらの支援の手とつながれるような方策が必要であると。また、ひきこもりなどの場合、支援につなげたくても「つなぎ先」がなかなか見当たらないケースも考えられるというところでご意見いただいております。「解決策」としましては、児童相談所などの行政の相談機関に連絡すれば何とかかなるということをもっと知ってもらおうということと、そこに何が何でもつなげていくというのが重要であるというご意見を頂きました。それで「各主体の役割」としまして、我々行政ですね、行政は、どんな相談も断らないという姿勢が大切であるというご意見を頂きました。

続きまして4番目です。こちらは前回坂本委員から頂いたご意見になりまして、複合的な課題を抱えるケースがあると。それぞれの分野の専門性を持った方がいないと相談ただけで終わってしまう。子どもの課題の解決には家庭の問題の解決というのが重要であると。「解決策」としましては、専門的な人材の育成とか配置、あるいはアウトソーシングなどの専門的な人材の確保というのが鍵になるというご意見を頂いております。

続きまして5番。これは荒岡委員から頂いたご意見でありまして、放課後の子どもの行き場所が必要であると。ちょっとした悩み事を相談できるような場所が必要であると。「解決策」としましては、児童館で、子育て経験者や巡回に来る専門職にちょっとした悩み事を相談できるようなことというのが重要であると。あと子どもにとっても、子どもが素の自分に戻って自分の悩みを自然に出せるような保護者でも先生でもない大人がいる場所というのが重要というご意見を頂いております。

続きまして裏面に行きまして項番の6です。こちらは和気部会長から頂いたご意見になりまして、これまでの児童館と変わるのであれば、名称のほうも変えたほうが分かりやすいというご意見を頂きました。

続きまして7番です。こちらは丸茂委員から頂いたご意見になりまして、相談してほしい人、潜在的に相談に来てほしい人をどう支援につなげるのかという課題であると。あとは「アウェー育児」というのが7割と言われているので、地域とのつながりがないと誰に相談していいか分からないという人がいますよということと、相談したいと思ったときに自分にとってのキーパーソンが誰なのかが分からないというご意見を頂いております。「解決策」としましては、「かんがるープラン」という支援プランですね。産前のときに作るプランがあるのですけれども、あと「こんにちは赤ちゃん訪問」、すこやか福祉センター等での定期健診、3回の行政が子育て家庭と関わる機会があります。こ

ういった例えば赤ちゃん訪問のときに、民生児童員さんなどの支援者が同行したり、あとフィンランドの「ネウボラ」のように、妊娠期から子育ての期間中に決まった人が継続して相談に応じてくれる制度があるといいのではないかというご意見がありました。

8番目なのですが、これも和気部会長から頂いた意見で、SOSをなかなか発信できない人がいるので、メールとかSNS、こういったものによる支援も必要ではないかというご意見を頂いたところでございます。

本日は、この第3回に頂いた意見を踏まえた上で、今後の「解決策」や「各主体の役割」を中心にご意見を頂ければと思っております。区として子どもたちの見守り支援を強化していきたいと考えておりますので、本日も様々な角度でのご意見を頂ければ幸いです。よろしく申し上げます。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは、この「子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制について」特に「解決策」や「各主体の役割」という部分で、委員の皆様からご意見いただければと思います。それから丸茂委員から本日、特に子育て関係の資料、皆様配付済みですね、も頂いております、大変いろいろな解決策も提案してくださっていますので、全部はちょっと時間の関係で触れられないかもしれませんが、ぜひこの点を中心的にというところがありましたら、ご意見いただければと思います。

○丸茂委員

すみません、直前になってまとめさせていただいたので、また皆様には後でゆっくり、乱文なのですがお読みいただければ幸いに思ひまして、準備させていただきました。

今、お読みいただいた現状と課題、解決策の中で、当てはまりそうなところを少しかいつまんで少し議論になれば、議論というか話し合いというか新たに何かアイデアが出ればいいのかなど思ったりするのですが、児童相談所が、2022年ぐらいにできるということで、中野区の中で待っている子どもたち、ご家庭、サポートしていける体制が整っていくと思うのですが、そこは最後の砦のような位置にあるのかなど思ったりするのですが、そこに地域包括ケアシステムというところの中の1つであるということ踏まえて、そのほかの所管というか、児童館がどういう役割を果たしていくかといったところで新たな児童館というのが出てきているのですが、児童館というのがそもそも児童福祉法に基づいた、子どもの権利条約に基づいた改正児童館ガイドラインというものも出ていますので、そういったものの中身を見ると、子どもの最大の利益を優先するということ、すごくいろいろなところに散りばめた内容が2年前に発出されていて、そういったところから改めて18館が9館に施設整備されていく中でどういった役割を果たせるのかということと、あとはどうしても中にも書きましたけれども、小学校区に1つという設置、これまでもしてきているので、中学校区に1つということになると、地図を見れば一目瞭然でやはり偏在しているという課題もありますので、そうすると、空白地帯ですね、そういうエリアが発生しているということなので、新たな児童館の中身を考えると同時に空白地帯、子どもたちがそちらの児童館まで足を伸ばせなくなる子どもたちが出てくるということが、現状、中野区内でも既にそういう地域あるのですが、そういった地域が今現在どのように子どもをフォローしているのかとか、そういったことも見ながら、私の個人的な意見としては、新たな児童館についてやっぱりもう少し時間をかけて審議会などを立ち上げて、世田谷や調布の例をいい参考にしてじっくりと考えていってもらいたいというのが私の願いなのですが、そういった空白地帯ですね、皆様のご経験とか、これまでの知識など、総動員して考えていただ

いて何かいいご提案というか、私も独りで悶々と考えていても限界がありますので、そういったところの空白地帯の子どもたちが可視化されない状態になっては非常に危ないと思っていますので、どのようにしたらいいのでしょうかというご相談というか、アドバイスをいただけたら。

○和気部会長

ありがとうございます。特に新たな児童館というものをもう少し可視化して、そこをある種拠点にそういう空白の期間、孤立する状況が生まれないようにという趣旨で、そのためにも私のほうもこの名称を変えたほうがいいのではないかと前回提案したのですが、やはり区民に名称もつけてもらい、立ち上げるときに区民参加で、行政が最初から決めてしまうというよりは、本当にニーズのある方々が、何か意見を言いながら作り上げていくような児童館になっていくのがまず最も需要で、そこにいろいろな機能を後からでも加えていける感じになればいいのかなとちょっとお話を伺っていて思ったのですけれども。

そのほかいかががでしょうか。そういう考えでよろしいでしょうか。

○丸茂委員

そうですね。少しずつでも、いきなり初めから100%完成形というのは多分出てこないと思うので、進めながら少しずつ必要な機能を足していくというのが、和気先生もおっしゃるようにいいのかなと思いました。

○和気部会長

いかがでしょうか。特に若いお母さんたちってこういう審議会とかこういうところに出てくること自体がなかなか難しく、別の地域では隣の部屋とかに保育機能を、ちょっと見てもらう方を配置していただいて、それで議論に参加していただくということもやってもらって、私は委員だったのですけれども、自分の子どもも一緒に見てもらったりとかしていたときもありましたので、何かそういう子育てしているお母さんが審議の中にきちんと入って意見を言えるような、そういう場にさせていただくというのがまず大前提かなと思います。

そのほかいかががでしょうか。岩川委員、お願いします。

○岩川委員

すみません、意見というよりも資料1-1の相談支援体制の充実のところの「キッズ・プラザ」ってどういう施設ですか。

○細野育成活動推進課長

それは区の育成活動推進課よりお答えいたします。キッズ・プラザは放課後の居場所という位置づけです。学童と似ているのですが、保育を必要とする子だけではなくて、全校生徒が登録をすれば誰でも行ける、授業が終わった後、ランドセルを持ったまま行って、遊べる居場所ということで、ちょっと学童とは切り離して中野区では「キッズ・プラザ」という名前で現在のところ9カ所設置して運営してございます。

○岩川委員

小学校のところを利用しているという。

○細野育成活動推進課長

小学校の校庭と体育館。校庭などを活用して、そこも一体となって居場所として運用しているという。

○岩川委員

そこに参加する子どもさんは小学生ですか。

○細野育成活動推進課長

小学生です。

○岩川委員

幼児はいない。

○細野育成活動推進課長

幼児はいません。幼児のスペースもございますが、「キッズ・プラザ」とは小学生が放課後利用していただける。

○岩川委員

中学生は行かない。

○細野育成活動推進課長

行かないです。

○岩川委員

そうですね。たしか元宝仙の学生がそういうお手伝いというのですか、していたかなと思って、それかなと思ったのですけれども、ありがとうございます。

○細野育成活動推進課長

運営のお手伝いという形ではありますが、ご利用はされていない。

○岩川委員

お手伝いで子どもと遊ぶとか、そういうことをたしかしていたかなと思って。校庭で何か運動したとか何とかとっておりましたので。

○事務局

地域と連携した事業もやらせていただいているので、そういったこともあるかと存じます。

○岩川委員

キッズ・プラザは、そこに参加する小学生の方は何か手続で申し込むのですか。

○細野育成活動推進課長

申し込みですか。

○岩川委員

申し込んでそういうメンバーになるのですか。その小学生は。誰でもいつでも好きな時に。

○細野育成活動推進課長

ご登録いただければ誰でも通えます。ほかの学校でも可能です。

○和気部会長

すみません、皆様の資料7の配付資料にあったかと思えますけれども、今日ご欠席の山西委員からご意見いただいております、「鷺宮はすこやか福祉センターに行くにも交通機関がない。新設される総合子どもセンターはバス・電車等の乗り継ぎに時間がかかるので、新しくなる児童館にはすこやか福祉センターの代わりになれるほどの仕事を希望します。児童館の名称は変えるほうがよいと思います」というご意見を頂いています。

それから、先ほど丸茂委員から出ていらした搬送型支援というのが今、重要であるという、生活困窮者や狭間にある方、制度で分断されないようにということで、これが重要になっているのですけれども、子育て・子育ちにも搬送型支援ということで、例えば子育てをする人に寄り添うチームとしてのネウボラみたいな、これ別の区で取り入れているところとかありますよね。多分中野にはないですね。世田谷にはあるのですけれども、私もちょっと自分の専門じゃないのであまり中身知らないのですけれども、多分やっていると。文章に出てきていますので。

そういうせっかく新しい子育て支援体制みたいのを作るのであれば、ちょっとそういうところ、フィンランドのようにはいかないかもしれないのですけれども、都内他区でやっているところもあるので情報収集していただけるといいのかなと思いました。

私、去年フィンランドに研究で出張することがあって、たまたま小学校に寄ることがあったのですね。そうすると、小学校に保育園みたいなものも一緒にあって、そこに日本でいうところの保健所の母子センターみたいな、なんかそんな大がかりなものじゃないですよ、1部屋1部屋。全部つながっていて、日本の場合、行くところが全部切れているので、何かすごくハードルが高いというか、ブツブツ切れていますよね。フィンランドの場合は保育園も母子保健センター、保健所の機能も本当にかわいらしい学校の中に全部あるみたいな感じで、こういうところだったらすごく孤立感なく、生まれたときからずっと継続して過ごせる。お母さんの不安がすごく軽減するだろうなとちょっと思ったのですね。

いきなり日本でそれはできないのは重々分かっていますけれども、ちょっとそういうアイデアみたいなものを、全ての人が必要ではないと思うのですけれども、特に独り親で育てているお母さんとか、なかなかお友達ができなくて孤立しがちな方にはそういうものがあるといいのかなと思いました。

ちょっと時間が、私がしゃべりすぎて申し訳ありません。ぜひ、皆様方からもご意見があればと思うのですけれども。子どもの権利条約の件はよろしいですか。もしあれでしたら。

○岩川委員

すみません。後から資料として配らせていただいた子どもの権利条約。これは「子どもの保健」という教科書に載っていたものなのですけど、日本では1994年に批准国になっているのですが、いろいろな国の制度は何をしてあげよう、介入してあげようということなのですが、これのいいところは第12条の「児童は自由に自己の意志を表明する権利」というのがあって、これがすごく、もしこういうことが、子どもたちが知っていれば、子どもたちが幼稚園とか、保育園とか小学校とかで、そういう子どもの意見を言えるのだよ、それが権利なのだということがもし浸透したら、随分SOSなんかも言えるでしょうし、だから、日本は批准国なので、そのところを様々な児童館の中と

か様々なところで子どもの意見を言う権利というのですか、それを強く押してあげると随分世の中が変わるかなと思っております。

○和気部会長

ありがとうございます。支援してもらおうという、ちょっと引け目のあるようなそういうものではなく権利として、未成年である子どももきちんと自分の意見、もしかしたら子どもの権利条約がどこかの社会の教科書とかに載っているかもしれませんけれども、先生が教えるとね、何か「権利」というイメージが湧きにくいので、やっぱりもっと身近なところでそういう誰もが目に触れるように配るとか、貼るとか、分かりやすい言葉で小さいころから権利、意識をちゃんと持ってもらうとそれが最終的に義務、じゃあこういうことをしようみたいな、大人になったときに、後から人材の問題とかもやりませけれども、地域に積極的に関わってくれるような人を育てることにもつながっていくのかなとちょっと思いました。ありがとうございます。

ほかにあと3つ議題があるので、なかなか1つのことだけに時間はかけられないのですけれども。

○上村委員

社会福祉協議会の役割、主体的な解決策につながっているか分からないのですけれども、やっぱり発見、つなぎ役というのがすごく解決策では大事だと思うのですけれども、その現場を社協は、例えばまちなかサロンの親子グループとか、しいの木塾、子ども食堂、ファミリーサポート事業、現場を抱えておりますので、その中での発見・つなぎというのはできるかなと。特にしいの木塾については、区のスクールソーシャルワーカーが連携を取らせてほしいということで、子どもたちの様子とかを聞きに来ているということで、去年の後半から連携が取れるようになってきました。

あと、社協は14人の地区担当職員がおりますので、その中でどちらかという高齢者のほうにシフトしている場合が多いのですけれども、いろいろな各種事業で子ども、そして民生委員の主任児童委員へのつなぎ、こういうことができているのかなとっております。

今後の課題は、この前の会議でもお話ししましたけれども、15の身近な地域で子ども、障害、高齢者の相談機能が市民の力と専門職によってできないかというのを、この5年間の目標としておりますので、そういう役割をしっかりとやっていきたいと思っています。

○和気部会長

ありがとうございます。この相談支援体制の充実というところで図が載っていますけれども、ここにはぜひ社会福祉協議会も入れていただき、なおかつ、この図のどこかでやっていただきたいのですけれども、地域支えあい推進部という中野区独特なシステムですごくいいなと思っていたのですけど、子どもはここだけセクションも違って、子どもは地域で推進しないのかと思ってしまいがちなので、何かこれもうちょっと全体も分かる感じに入れていただいて、地域の支え合いの中で、子どもも支えられるしという全体が分かるような図を何とか工夫するか、何かもっと違うものを横につけていくか、ちょっと工夫していただくといいのかなと思います。今、包括的な相談体制ということが言われていますので、ぜひ地域支えあい推進の一部としてやっているという図にしてくださいといいのかなと思いました。

○岩川委員

すみません、一言。ここの相談支援体制の充実のところに保育園・幼稚園と書いてあるのですが、保育園や幼稚園の先生や保育士はこういう全体像を知っているのでしょうか。こういう取組をしているということ。園長会とかそういうところで流していただくと、割と保育士とか幼稚園の教諭は子どもたちの様子や顔色や何かを見て、いろいろと「この子は家でどうなっているのかな」「今日は何があったのかな」というのが分かるのですが、それを私なんか子どもの保健で教えていて、即、児童相談所とかそういうところしか書いていなくて、こういう区の体制を知らせるようなところがあると、保護者の方に「こういうところに行ってみたらどうかな」と言えるかなと。本当に保育士や幼稚園の教諭は子どもの顔色一つ、動作一つ、朝来た顔色だとかで見ているのですね。だから、先生方がこういう取組を知っているとまたつなげられるかなと思います。

○和気部会長

ありがとうございます。大変有効な解決策かと思えますのでぜひ盛り込んでいただければと思います。

○上村委員

すみません、ちょっといいですか、今の。私、すこやか福祉センターの所長をしておりましたので。保育園・幼稚園はいわゆる要支援・要保護児童になることの連携が、すこやかと保育園は常に連携を、保健師が保育園・幼稚園を定期的に訪問して、園長先生とつながっているのです、そのまま、どちらかというところと特別支援とか、発達障害とかそういう情報がすこやかに入ってきますので。

○岩川委員

障害ではなく、子どもが家庭で何か問題がないかとかそういったこと。

○上村委員

そういうことも含めて、保育園・幼稚園の先生とはつながっております。

○和気部会長

おそらく一人一人の保育士さんとかそういうレベルも含めてということで、今の若い人は比較的そういう教育を受けていると思うのですけれども、もしかしたら個人差があるのかもしれないので、そういう方々への包括的な支え合いの仕組みとかも研修などで盛り込んでいただいて、地域単位で、あるいはこの15の地域ですか。そういう単位で、地域全体で支えていくという。

○上村委員

あと子ども・子育て会議も別にあって、そこには保育園長さんと幼稚園の園長さんが代表で来ておりますので、こういうようなことも。

○和気部会長

来ていらっしゃるのですね。分かりました。以前よりは、すこやかができるおかげで、大分取組は進んでいるという前所長さんからのご意見でした。

すみません、最後にまたちょっと予備の時間がありますので、もし言い足りないことがあったらお願いします。

続きまして「(仮称)中野区成年後見制度利用促進計画の策定に向けて」事務局からご

説明をお願いします。

○石崎福祉推進課長

福祉推進課の石崎でございます。私から「(仮称)中野区成年後見制度利用促進計画の策定に向けて」ご説明させていただきます。

まず、この策定に至る背景でございます。国は成年後見制度が判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な制度にもかかわらず十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画を策定してまいりました。この成年後見利用促進基本計画の中で、市区町村の役割として、当該区市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に係る施策について基本的な計画を定めるとともに、成年後見等実施機関の設立、運営に係る積極的な役割を果たし、その他必要な措置を講じるよう努めるものと定められています。これに基づいて、中野区としても成年後見制度利用促進計画を策定していきたいと考えてございます。

成年後見制度についてですけれども、皆様ご案内だとは思いますが、認知症や知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方につきまして、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度でございます。

この種類ですけれども、任意後見制度、法廷後見制度、それぞれ補助、補佐、後見ということで、表のとおりになってございます。なお、成年後見制度につきましては資料2の別添のほうで、成年後見制度についての資料を今日配付しておりますので、ご確認を頂ければと思っております。

判断能力が不十分である方が成年後見制度を利用しない場合の例につきまして、2ページのほうに書かせていただいております。1つのたとえとして、悪徳業者に必要なものを買わされ、遠方に住む家族が気づいたときには財産がかなり減っていたとか、日常の買い物ができても難しい契約等手続きができず、必要な福祉サービス等が受けられなくて生活が困難になるなどについて助けることができるということになります。

一方、成年後見制度の利用状況ですけれども、まず成年後見制度の利用者数の推移というところで、2ページの真ん中ぐらいの表を見ていただきますと、これ平成26年度の資料なのですけれども、推計値としまして、各年代の認知症有病率が一定の場合の推計数、少ないほうなのですけれども、これで平成26年度に、翌年では512万人、令和2年に602万人、令和42年には850万人になるだろうと。一方、有病率が上昇する場合、これは生活習慣病、特に糖尿病が増えた場合ということなのですけれども、こうなりますと、令和42年には1,154万人になるのではないかと推計がされてございます。

一方で、成年後見制度の利用者数の推移ですけれども、こちらが平成27年から令和元年度にかけてでございます。令和元年度に22万4,442人の方が利用したということでございます。令和2年の推計値が大体母数として602万人のうち、実際に利用したのが22万4,442人ということですので、大体3.7%の方が利用したということが見られるかと思っております。

次に3ページの表でございます。こちらが成年後見制度利用の原因別割合といたしまして、最も多いのが認知症の方で63.3%、次に知的障害が9.7%、統合失調症が8.9%と続いていく状況でございます。

一方で、申立人と本人の関係ですけれども、申立人で一番多いのは「本人の子」ということで22.7%、その次が「区市町村の長」、いわゆる首長でございます。の22%になってございます。

この区市町村の申立ということなのですけれども、これ4ページのほうおめぐりいた

だきまして、身寄りのない高齢者等の増加や親族がいても親族も高齢者などの理由で申立ができないケースにつきましては、市区町村の首長が申立をするという制度がございますので、この推移が年々全国的には上がっているということが、こちらの表から読み取れるかと思っております。

一方、成年後見人になる方と本人との関係はどうかというのが、4ページの下の方でございます。青いところが親族の方、オレンジ色のところが親族以外の方ということで、平成22年はどちらかというと親族の方が多かったところが、年々それが逆転しまして令和元年度のほうでは親族以外の方が後見人になるということが多くなってございます。成年後見人と本人との関係ということで5ページの上のほう、一番多いのは、お子様ということになりますけれども、親族以外の方では司法書士や弁護士や社会福祉士の順で多くなっているということがございます。

一方で、不幸なことなのですけれども、成年後見人等による不正というものもございまして、こちらにつきましては、平成26年までは右肩上がり伸びていたものですが、平成26年度を境に減少に転じているという傾向がみられるかなと思っております。

一方、6ページからは中野区の現状でございます。中野区の令和2年1月1日現在の区民の方は6万7,892人いらっしゃるのですけれども、そのときの利用者というのは5,955人ということで0.8%の方が利用しているということで、全国の推移を見ても少ない状況であるかなと思っております。(2)のほうの申立件数の推移というところでございます。平成29年から徐々に下がってきている状況、国のほうは徐々に上がっていく一方で、中野区のほうは下がっているという現状になってございます。

一方で、中野区の成年後見制度の認知度なのですけれども、これは平成29年度の高齢福祉介護保険サービスの意向調査で調査した結果なのですけれども、「知っている」「だいたい知っている」という方については合わせて大体47.7%の方が「知っている」または「だいたい知っている」。一方で、「あまりよくわからない」と答えた方が32.4%、「まったくわからない」と答えた方が15%だったということがございます。

その中で「知っている」「だいたい知っている」という方に利用したいと思うかどうかを聞いたところ、「はい」と答えたのが10.1%だったというのが7ページの下の方でございます。この利用したくない理由というのが、8ページを見ていただきますと、その理由が載っているのですけれども、「後見人でなくても家族がいるから」というものが80.6%と圧倒的になっています。その次が「後見人になってほしい人が見当たらないから」で3%という結果になってございます。

現在中野区では、成年後見制度の利用支援といたしまして相談窓口を設けてございます。1つが成年後見支援センター、これは中野区社会福祉協議会の中にもございます。区が運営委託をしているものでございますけれども、制度の説明や申立の支援、後見人等候補者の紹介等を行っております。なお、相談件数については表のとおりですので、お読み取りいただければと思っております。

また、この中で、月に2回高齢者・障害者のための無料法律相談なども行っております。このほか高齢者の成年後見制度に係る相談窓口としては、地域包括支援センターや福祉推進課でも受けているところでございます。そのほか、障害者の成年後見制度に関わる相談窓口としては障害者支援事業所のほか、障害福祉課、そして、すこやか福祉センターでも受け付けてございます。

なお、区長申立については先ほど説明をいたしました成年後見制度で、本人に身寄りがないなど特別な場合に、区長に申し立てを認めているものでございまして、その申し立て件数についてはこの表のとおりでございます。

一方で、後見人の育成といたしまして、市民後見人の養成もやっております。社会

貢献の意欲が高い一般区民の方で、成年後見支援センターが実施する養成研修を2年間受講していただきまして、成年後見人等の候補者として登録していただく制度でございまして、令和2年の3月31日現在で21人の方が登録をしていただいております。一方、利用促進策といたしまして成年後見制度の申立経費でありますとか、成年後見人等の報酬費用の助成をいたしております。なかなか負担することが困難な方につきましてその一部または全部について補助してございます。また、後見人の方の支援といたしまして勉強会なども実施しており、職員研修といたしましてすこやか福祉センター、地域包括支援センター、障害者支援事業所等の職員を対象に研修を実施してございます。

また広報・周知として講演会を行いましたり、講座、出張説明会なども実施しているほか、支援センターのほうでニュースを発行してございます。

6番で「成年後見制度利用促進にかかる課題」といたしましては、なかなか成年後見制度に対する正しい理解の促進ができていないのではないかと、成年後見制度を利用した際のメリットを実感できる制度運用ができていないのではないかとということ、また支援が必要な人が早期発見、早期支援につなげていけないのではないかと、そのほか後見人に対する支援でありますとか、制度に関する広報を充実する方策、または相談窓口を周知できていないのではないかと、というところが課題として挙げられるのではないかと認識してございます。

7番は、成年後見制度利用促進計画を作っていく基本的な方向性として大きく3つ書かせていただいております。1つ目が、本人の尊厳と意思を尊重し、本人にとってメリットが感じられるような制度運用となるような取組を進めること。2つ目が、地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークを構築すること。そして3つ目が、制度の正しい理解促進のため、より一層の広報・啓発に取り組むこととでございます。

本日、皆様方には特にご意見いただきたいことといたしまして、誰もが生涯にわたり地域で安心して暮らせる権利擁護を図るためのこの成年後見制度の利用について、また、計画を作成するに当たりまして課題及び解決の方策、計画の基本的な方向性について、これまで述べてきた以外に付加すべき事項があるかどうか、ぜひご意見を頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

○和気部会長

ありがとうございます。それでは今、区のほうが表示している方向性や課題に付加すべき点がないかどうかということを中心にご意見いただければと思います。中野では、このところ申立件数が減っているという全国と異なる傾向が見られるのがなぜなのか、区の方へ質問したのですけれども、あまり分からないということで、坂本委員は現場でやられている何か感触としてちょっと伺ってみたらということになっていたのですけれども、よろしく願いいたします。

○坂本委員

私も社協さんの運営委員会のほうに参加させてもらっています。そのところにも相談の電話とかが来るらしいのですけれども、ずっと傾向を見ると、伸びてはいないらしいのですね。若干下がり気味だと。その意味というのが、分析はしていないのですけれども、よく言えば、かなり成年後見の考え方が浸透しているから困らないのかなぐらいの形で、具体的になぜ減っているかというところまではちょっと分析がついていないと聞いております。

○和気部会長

分かりました。ありがとうございます。データでは後見制度について「わからない」という方が3割、それから「全くわからない」という方が15%ということで、約5割の方は「あまりよくわからない」と答えているということも、もしかしたら原因なのかなともちょっと推測ですけれども、思います。社協のほうから。

○上村委員

区のほうから成年後見センターを受託して日々相談、それから市民後見の育成、あとは1人1人をつなげるという仕事をしています。つい先ほどまでも現場のセンター長と課長と議論し、実態をいろいろと聞いてきたのですけれども、ちょっと区のほうには悪いのですけれども、この資料がまず中野区の特徴とか、分析、課題の深堀りがあまりできていないのではないかなというちょっと辛口の意見が出ていまして、6、7の課題と方向性も国の言っているそのまま写しじゃないかなというところで、これだと非常に一般的な、表面的な計画に、ちょっと失礼ですけれども、なってしまうのではないかなということで、もう少し中野の特徴、今、増えていない原因というところを、例えば相談窓口が十分なのか、適切にボトルネックになっていないかとかですね、あと周知の方法がやはりハードルが高いままで、講座とかやっていないか。工夫しているのはうちの成年後見の制度説明会的时候にはエンディングノートから入ると。これがすごく食いつきがいいと。成年後見の説明会では来ないと。エンディングノート、今、人生管理とか、ACP、アドバンズ・ケア・プロダクトですか、これもすごく今、話題になっていますので、そういう言葉から、今から、判断能力があるときから考えていこうよと。もう一步深く、広く、成年後見はやはり権利擁護。どうやって高齢者、障害者の権利を守っていくのかということをやっぱり理解して、それを地域の中で権利擁護していくのだという思想をしっかりと地固めすることが大事ではないかなと先ほど議論をしてきましたので、早期発見、早期支援が大事だということなのですから、誰が発見するのか。大体今はケアマネさんが多いですね。ケアマネさんが付き合いでずっと引っ張って行って、そろそろ認知が進んだので成年後見かな。でも施設入所かな。どちらかという制度だと施設入所にしてしまうとかですね、そんなことを現場ではやっているということです。

もう1つ紹介したいのは、権利擁護の事業でお手元に地域福祉権利擁護事業、日常生活自立支援事業がありますけれども、これは成年後見にまだならない、自分が判断能力があるときに契約をして、そして金銭管理をしてもらうと。日常的な金銭管理をサポートにしてもらうという制度、120人の方が利用しておりまして、大体平均的に年5人ぐらいが成年後見につながっていくと。だんだん判断能力が、最初は契約をしますからちゃんとやるのですけれども、そのうちに何年かすると、認知症が進んでということで、こういうところから救ってつながっていくことも大事だなということでございます。

○和気部会長

ありがとうございます。エンディングノートの件は大変、多分区民の方、高齢者の方もご関心がすごく高くて、やはり元気なうちからそういう制度があることを知り、自分のエンディングに向けてどうしていくのか、やはり考えておくことが早期発見とかにもつながっていくので、今の現場からのご意見をぜひ入れていただくとより具体的な方法につながっていくかと思えます。

あと、地域福祉権利擁護事業、こちらのほうも入れてもいいわけですよ、この利用者計画に。こちらのほうがもう少し軽い方というか、対象ですので、こういうところから本格的に成年後見に進んでいくということもあるので、段階に応じていろいろな支援の方法があるということはぜひ区民の方にも知っていただきたいし、その移行がスムーズになるようにやっていただきたいということも、ぜひ課題の中に入れていただくと

いかなと思います。

○岩川委員

すみません、私の知り合いで中野区には住んでいないのですが、お母様が74歳ぐらいで、お子さんが40歳ぐらいかな。それで子どもさんが少し発達障害、そして弱視の方がいるのですね。でも、その方は障害者として仕事はできているのです。お母様がしっかり二人で暮らしているのですが、もし親のほう具合が悪くなったり死んでしまったらこの子はどうなるのだろうと。そして、きょうだいがいません。それから、おじさまがいるのだけにお子様もいなくて、だから、その子は親が死んだら身寄りがなくなる。そして、親は一生懸命お金を貯めているけど、財産の管理とかそういうのができるかどうかと心配しているのですね。だから、そういう方ももしかしたら中野区の中にもいらっしゃるかもしれない。だから、そういった方もある程度、親御さんもこういうところにつながるような手だてがあれば、もし自分が亡くなった、または今は74だから、自分が認知症になったら子どもがとっている、そういう窓口というのでしょうか。それを知らせてあげられるようなことがあるとすごくいいのでは。お金の管理はできないだろうと言っている方がいるので。その辺のところも、そういう方もいるかもしれないので、ぜひよろしくお願いします。

○上村委員

つながっております。障害者の方も成年後見に。

○和気部会長

今の発題は複合的な課題のある家族の場合のことで、では、すみません。宮澤委員、お願いします。

○宮澤委員

私たちの団体は知的障害者の親の会なのですが、実際に使っていらっしゃる方というのが、ご主人が亡くなってお母さんと息子さん、きょうだいがいなくてという方がいるのですけれども、やはり仕組み的なものとかその成年後見制度とって関わってくる方が、事件とか不正を起こしているような弁護士さんだったりという方の話になってくると、ちょっと敷居が高いのかなというところがすごくあって、今、いろいろな問題になっている頃だと思うのですけれども、その決まった成年後見の担当の方とかその後見人の方と、例えばすごく相性が悪かったりとか、そうなったときに一回決まってしまうと、もうなかなか代えていただくことができないとかいろいろな仕組み自体に、もうちょっとここをこうしたらいいのになというところが実際たくさんあると思うのですね。だから、何となくその不正のことばかりに目が行ってしまっていて、なんとなくそんなのだったらちょっと怖いし、使いづらそうだから使いたくないな、まだ私も元気だし、お父さんも元気だし、きょうだいもいるしみたいなそんな感じに。

例えば先ほどの上村委員がおっしゃっていたエンディングノートというのは、私たちの団体も1回やったことがあるのですけれども、どういうふうにして自分たちが死んでしまっていないなくなってしまった後に、残したものをしっかり管理してもらえるとか、そういうことになったときに、成年後見制度というものの以外にも、例えば信託のところに託すとかいろいろな方法があって、その中で何が結局のところ一番使いやすいのかなと。例えばきょうだいとか親族が、確かに不正は多いけれども、他人にお任せしてお願いしてそこで不正されるぐらいだったら、親族だったらまあしようがないかなと思っ

使っていきましょうというメリットがわーっとすごく多く見えないと、今後も多分なかなか広がってはいかないのではないかなと実際思います。

○和気部会長

ありがとうございます。今のご意見は本当に切実なというか、なかなか制度がそんなに使いやすい仕組みには多分なっていないくて分かりにくい、敷居が高い。その辺はどういうふうに、誰でもが利用できるようになるか。

○坂本委員

すみません、確かに制度の周知というのが一番大事で、やはり今、委員がおっしゃったような、どうしても不正があると、週刊誌とかでどっと出ると「怖いものだ」というのがあるのですね。我々専門職でやっていますけれども、個人的には専門職が後見人にならなければいけないという決まりはないので、ご親族でやれる方がいればどんどんやっていただいて構わないと思います。ただ、ご親族の中でも後見人になれば、ご本人の財産を管理できるから自由に使えるだろうという変な考え方をしている方も多いので、我々のところに申し立ての相談に来るときには、「なぜ後見人制度を使わなきゃいけなくなったのですか」というところから始まって、話を聞いて、「でも、こうするとご本人様しか使えないから、今まで財布が1つだったのは分けなきゃだめですよ」と言うところから「じゃあ使わないよ」という方も結構いらっしゃるので、やはり後見制度は本人のための制度なのですよというところの周知がなかなかいいところがありますね。

ただ、今、申し上げたように本人のために親族がつくのは全然オーケーですから、本人のためにちゃんと適切に使っていただけるのだったら、今のようなケースでご親族がなっていたらいいし、裁判所の方針によっては財産額がかなり大きかったりすると、監督人という形で適正に管理をしていますかというところをチェックする人間をつける形で本人の財産保護という形もできますので、そこら辺は本当に周知の問題、それから誰がつくか分からないというのもあるのですけれども、現実問題として申し立てをするときというのは、必ず最近の後見人候補者という方を立てます。立てて「この人を選んでくれませんか」という形でやりますので、そこは親族であればよりベターです。

他人の場合、我々のような専門職のほうに来るときも今、非常にマッチングの問題というのが大事で、これは家庭裁判所のほうもマッチングのことは気にしてしまして、何も書かないで、後見人の申し立てをすると家庭裁判所のほうからこの案件は、例えば司法書士がいいだろう、弁護士がいいだろう、社会福祉士がいいだろうといくのですけれども、そこで誰がつくかというのは、もう投げられた側が名簿順だったり、住所が近いからとかいろいろなので行くので、なかなか適正な人かどうかは分からないですね。

例えば我々のところでも社協さんのほうから、中野区の中で後見人を誰か推薦してくれませんかとか我々のほうに来ると、そこで「どんな方ですか」「男性ですか」「女性のほうがいいですかね」とか「優しい人がいいですか」「威厳のある人のほうが言うこと聞きますかね」というところで、なるべくマッチングできるような形で、いきなりではなく、申し立て前に2回3回と面談して、ある程度お互いこんな感じの人ですねというのが分かり合ったところで、この人を後見人につけてくださいという形でやっていますので、その辺も多分流れが分からないままよからぬ方向で、うわさがうわさと呼んでということが多いのではないかなと思うので、そういうところもやはり広報という形でやっていただければいいのではないかなと考えております。

やっぱり広報が一番、周知が大事で、相談会とかいろいろなところでやっていますと言っても、足を運んでもらうことはなかなか難しいので、社協さんなんかは町内会のところに行ったりなんかしていますので、そういう形でこちらから足を運んでいって小さ

な中でもいいですからそこでやっていただくのがいいと思います。

ちょっと長々と申し訳ないのですがけれども、あと、高齢になって判断能力が落ちてきた方というのは、やはり自分の財産大事ですから、守りたいというのがあるのですけれども、やはりそういうので分からないのが来たときに、「どうしましょう」と悩んだときというのは、必ずその方が一番信用しているキーパーソンというのが周りにいらっしゃるの、その方を本当は巻き込んで、その方が「この方なら安心よね」と言ってくれる一言はすごく大事なので、そういう意味でもそういう方を巻き込んだ形の周知・広報というのが非常に大事ではないかなと考えております。すみません、長くなりました。

○和気部会長

ありがとうございます。今のようなきめ細かい説明をしてくださると安心ですよ。そういう一方的な情報提供というよりは、ただ、やっていらっしゃる方からいろいろな実情とか、こうやったらうまくいきますよとか安心ですよみたいな、ちょっとそういう敷居を下げて分かりやすく説明するような形の広報というのがいいかもしれないですね。ありがとうございます。

○宮澤委員

ありがとうございます。どうしてもお金の管理とかそちらのほうに行きがちなのですがけれども、身上監護でしたっけ。そちらのほうがやっぱり親としてはどこまでちゃんとやってもらえるのかなというところが、見えないところも出てくるころなので、私たちも一生懸命今後勉強していかなくてはいけない部分なのかなと思っております。すみません、ありがとうございます。

○和気部会長

今のような疑問に細かく答えていただけるような、無料相談会もあるにはあるのですがけれども、なかなかそこまで行って差し迫らないと相談にも行かないので、もう少し前の段階から、元気なうち、親も元気なうち、子どもも元気なうちというか、その辺りからしっかり皆さんが自分の問題として理解できるようにという、その辺をちょっと課題の中にまた入れていただければと思います。ありがとうございました。

すみません、それでは、ちょっと時間も押してまいりましたので3番目の議題になります。「中野区における地域の担い手となる人材の育成について」事務局からご説明をお願いします。

○宇田川区民活動推進担当課長

地域支えあい推進部の区民活動推進担当の宇田川と申します。私のほうから「中野区における地域の担い手となる人材の育成」についてご説明させていただきます。ここで、「地域の担い手となる人材」という書き方をしておりますけれども、今回資料整理するに当たっては個人とそれから団体のほうを含んだ形で整理させていただいておりますので、そういうところでこれからのご説明聞いていただけたらと思っています。

これからのご説明なのですが、1つは、地域活動及び地域包括ケアシステムを担う地域団体等の現状と課題ということと、それからちょっと資料をめくっていただくと、地域における区民と区との協働の主な取組事例というものも整理してみています。それから3番目としては、区民の皆様の地域活動への意識とか意向に関する現状ということに触れた上で、最後、2枚目の裏側になるのですがけれども、これら踏まえて地域の担い手となる人材の育成のための取組の現状と今後の在り方ということでまとめましたので、資料に沿ってご説明させていただきたいと思います。

では、ちょっと最初のページにお戻りください。

まずは「地域の活動及び地域包括ケアシステムを担う地域団体等の現状と課題」ということでは、地域の活動を担っている地域の活動団体等の現状と課題ということで、ここに黒い丸でちょっと雑駁ではあるのですけれども、列挙をしてみました。それで、この2つ目の丸になるのですけれども、町会・自治会の加入率、ここに率を書いていますけれども、この2025年度の目標という数値は包括ケア推進プランの中で定めたものを使っているということでございます。説明が漏れておりましたけれども、そんな数字となっています。これらの地域団体について現状お読み取りいただきたいと思うのですけれども、課題としては見守り支えあい活動を担う町会・自治会等の地域の団体というのは、どこの団体も担い手の確保というのが課題になっているという認識をしています。それから、地域の担い手となる人材の発掘とか育成というのがなかなか難しい状況にあるのかなという課題認識をしているところでございます。

それから(2)としましては、「区内に拠点があるNPO法人等の現状と課題」でございます。区内には218団体、現在NPO法人がでございます。ですけれども2011年度からほぼ横ばいという状態で、他の自治体の中では増えていっている状況はあるのですけれども、中野の場合は横ばいという状況になっています。それで、課題のところ記したのですけれども、この218団体のNPO法人について、活動状況などの把握とか、地域課題を共有するとか、地域活動の中で連携するということについてはごく限られたところとの連携にとどまっているということが大きな課題という認識をしております。

ページめくっていただきまして「地域における区民と区との協働の主な取組事例」ということで、主なものをざっと列挙させていただいています。これは基本構想の審議会の中で使っていたものに、地域の見守り支えあい活動のところを少し加えたという資料なのですけれども、私、中野区の中ではかなり多くのこういった取組が地域の中ではなされていて、ここに参加していただく方というのが実はかなり特定の方にどこの場面でもご参加いただいているという状況になっていて、こういう取組に参加いただく区民の方を増やしていく、多様な方に参加いただけるようにしていくということも課題という認識を持っております。

次、3番目の区民の皆さんの地域活動等への意識とか意向に関する現状でございますが、2019年の健康福祉に関する意識調査をベースとしておりますけれども、地域の活動に参加していない方が75%という状況です。あと、一方で近隣同士の見守り支えあい活動が必要ですかという質問については71%、70%を超える方が「必要だ」という認識は持っているという状況で、「必要だ」と思う方についてみると、「これから活動していきたい」という方が55%を超えているという状況がでございます。「活動していないけれども、これから活動したい」という人に理由をお尋ねすると、4割強の方は「時間がない」ということでございますけれども、28.9%、特に30代では40%近い方たちが「参加するきっかけがわからない」とお答えになっているという状況があります。それから20%程度の方が「具体的な活動内容がわからない」ということで答えられています。

最後、一番下のグラフになるのですけれども、活動内容を紹介する情報誌ですとかホームページの閲覧ができたり、それから見守り・支えあい活動に関する講座等への参加というのが、これからの参加のきっかけになるというお答えを頂いている状況です。

さらにページめくっていただきますと、(4)として「今後参加したい地域活動」というグラフを載せさせていただきました。真ん中辺に星印をつけたものというのが地域の担い手ということに関連する活動かなということで、少し区分けをしております。多くの今後参加したい地域活動というのは、友人の皆さんとの個人的な集まりであった

り、民間のスポーツクラブ等でのスポーツ活動ですとか、それからカルチャーセンター等を使った文化・芸術活動といったそういった活動が今後の地域活動としては多くを占めているという状況でございます。

そして最後4番目、「担い手となる人材育成のための取組の現状と今後のあり方」なのですけれども、(1)としてこのページから次のページにわたって、中野区の中での人材育成のための講座ですとか事業というのを挙げさせていただいています。

1つは、「地域の担い手となる人材の育成のため主な取組の現状」として、区民公益活動団体の活動支援の取組ですとか、区民活動センターの運営委員会の支援の取組、それから社会福祉協議会の取組、中野区の国際交流協会での取組、区の生涯学習としての取組、6番目として区の様々な所管が各領域で人材を育成する取組というのを例示させていただいています。

この③の社会福祉協議会の取組の中身については、今日、社会福祉協議会の上村委員のほうから、ちょっと詳しい資料、机上配付していただいているので、できれば後ほど少し補足を頂けたらと思っています。

今日、こんな現状を踏まえながら皆様にご議論いただきたい点というのが、最後、3ページ目の裏面、最後のページとなります。今こういう現状を踏まえて、「地域の担い手となる人材の育成の取組の課題」を①から⑥という形で整理してみました。特に④⑤⑥というのは地域の担い手として地域デビューするに当たって、人と人がつながっていくことについて学ぶ機会を提供したりとか、具体的に講座等修了した方が地域活動を見つけるために伴走型等で支援をしていくとか、地域のデビューするに当たって具体的に地域とつながるためのサポート体制を作っていくとか、そういったところが不十分ではないかという認識で整理をしたところでございます。そして、今後のあり方についての、これは検討の方向という段階ではあるのですけれども、こちらについては、今回の新型コロナウイルスが感染拡大する中で、地域の活動が停滞せざるを得なかった状況も踏まえながら、この①から③ということに重点を置いて充実を図っていきたいと考えております。これら取組の課題ですとか今後の方向についてご意見、現場で活動されている皆さんからご意見ですとか、アイデアですとか頂けると助かります。

駆け足ですみませんでした。

○和気部会長

ありがとうございます。では、ぜひ現場で活動されている皆様からこの課題、検討の方向としてご意見、追加等ありませんでしょうか。上村委員からはこの資料を頂いて、一生懸命地域デビューを応援してくださっているというのは分かりました。

○上村委員

お手元の資料ですけれども、4年目になりますけど、地域活動担い手養成講座、中を見ていただくと、無料で50講座ありまして、去年ですと1年間できたのですけれども、今年はこれから半分やるというようなスタートになります。それで一番後ろを見ていただくと、昨年は3つの新設コースということで災害ボランティア協力員養成コース、子育て支援者養成コース、地域ボランティアコーディネーター養成コースというのを作りまして延べ1,100人の方が参加し、実人員としては350名ぐらいです。あと地域活動、いわゆるファミリーサポートとか、登録ボランティアとか、そういう人にもつながっているという現状です。直接町会の活動というのはあまり聞かないのですけれども、うちの関係のボランティアさん等々には、活動家には協力会員にはなったださっているという現状でございます。

○和気部会長

ありがとうございます。NPO法人の活動されている稲葉先生のほうはいかがでしょう。

○稲葉委員

私も毎年地域活動担い手養成講座でお話をさせていただいて、皆さん非常に熱心で。講座も本当に様々なテーマで行われていますので、ニーズとしてはすごくたくさんあるなということを感じています。これは中野区だけの問題ではないのですけれども、今のご報告にもありましたように、特に30代40代の方々が何らかに参加したいという思いはあったとしても、時間的にちょっと仕事があって忙しいので厳しいというところがあるのだらうと思ひまして、アンケートの中でもSNSを通じた交流みたいなお話もあるので、そういう仕事や子育てで忙しくても何らか私もすぐに思い浮かびませんが、SNS等を通して何か地域に関われるという実感が持てるようなツールというのが作れたらなと思います。

○和気部会長

今、特にこういう時代ですので、オンラインですとか、SNSとかLINEとかいろいろありますよね。そういう動画の活用とか、YouTubeとかいろいろありますのでそういうものでオンデマンドというのですか、自分の空いた時間に視聴して何かしてみたいな、そういうものだったら忙しい方も、子どもが寝てからやるとか、そういうこともできるかもしれないので、ちょっとそういう工夫というのはこれからますます必要なのかなと思います。平日の昼間ですものね、これほとんど。

○上村委員

実は昨日もちょっと別の会議で日本女子大の地域福祉の先生から、今、コロナ禍での担い手の発掘としてテレワークで今、リモート授業の大学生がいっぱいいて、空いた時間、やっぱり地域福祉の学部ですので、自分の地域で何か見直して地域活動に参加したいというニーズがあるので、それをうまく利用して今、リモートとか動画を、いわゆる地域活動のイメージをちょっと持たせるような工夫を。もう1つは、ある町会長から「最近公園に若いパパさんがいっぱいいるんだよ、平日から」と。町会活動に声かけてみようかなということもありますので、ちょっとこのコロナ禍での工夫ということも必要かなと思いました。

○和気部会長

ありがとうございます。そのほかがいかがでしょうか。民生委員さん何かアイデア、もう出尽くしているかもしれませんけど。

○荒岡委員

民生委員を探すのはなかなか大変なのが現状で、民生委員だけではなくて最近ではPTAの会長さんたちに会うと、小学校入学した時点で「PTAには入らなくてはいけないのですか」という保護者さんが増えてきて、何かその決まったところに入るのは嫌なのかなという人が多いと思います。その反面、さっきおっしゃったようにSNSなんかではぱっとつながることが多くて、私もSNSつながりで「子ども食堂やりませんか」というところに行ってみて、世代も違う新しいお友達が一気にできて、そこで初めて会った人たちで子ども食堂をやってみたという経験があるのですね。だから「民生委員になりませんか」といったときに「お金をくれたらやります」と言われたこともあるし、や

っぱり考え方が違ってきてしまったのかなということはあるのですけれども、何かをやりたいという気持ちを持っている方は多いので、そのすき間時間というのですか。空いている時間でちょっと行けるのは、それこそSNS見ていて「こんなことやっている人がいる」といったときにぱっと行けるといいのかなとは思っています。以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。何か今までと違う方法を模索して。

○丸茂委員

今、ちょっとそんな話になったら紹介してみようと思って実は1つ持ってきたものがあって、さっき上村委員がおっしゃっていましたが、コロナ禍というところで結構ランニングされている方が増えていて、結構若い方がコロナ太りと言って地域の中を走っていらっしゃる方が増えているという話をよく聞くし、実感としてもあるのですけれども、ちょっと個人的にやりたいなと思っていること、もしご関心がある職員の皆様いらっしゃったらぜひ応援していただきたいと思っているのですけれども、ランニングをしている人たちに地域の見守りをしてもらえないかなとちょっと思ったのですね。あれだけたくさん走っていらっしゃるので、この人たちが、夜でも朝でも結構皆さん走っていらっしゃるところで、たまたま警視庁と都庁と連携しているパトランジャパン、東京はパトラン東京というのですけれども、そういう団体とつながりをいただきまして、「パトラン中野」というのができたらいいなと思っているのです。ちょっとパトラン東京の代表をしていらっしゃる方と、あと中野の地域を走ってみたりして、中野には「なかのEYE」というすばらしいアプリがあって、所管はいろいろな仕事が飛んできて大変だと思うのですけれども、気になる道路の状態だとか、外灯の状態だとかを見つけたときにすぐ送ることができるというすごく優れものなのですけど、そういったことも知らない方はたくさんいらっしゃるのではないかなと思いますので、「あなたの趣味のランニングが地域の見守り支え合いになるよ」ということをうまく広報できないかなと今、ちょっと頭の中で妄想しているだけなのですけれども、ちょっとこんなちゃんとしたTシャツまであって、若い人の力を巻き込めるのではないかななんて思っているところです。

実際に夜走ったのですけれども、玄関先でしりもちをついて立てなくなっているご高齢の方にたまたま遭遇して、走っている代表と一緒に介助して何とかお家まで入っていただいたということもあって、そういった方が独居だったということもありましたので、地域の民生委員さんに「こういう方いらっしゃったので見守ってあげてください」という情報提供したりですとか、そこまでできるとちょっとなんかこんな自分でも何かやりたいと思っていて今までできなかったけれども、すき間時間を使って地域に役に立てることがあるのだなと実感してもらえらることってすごく成功体験として必要かなと思いましたので、ちょっと何とか頑張っていきたいと思っています。

○和気部会長

ありがとうございます。すき間時間とかいいかもしれないですね。

○上村委員

ちょっと関連でいいですか。今の委員のご意見で新しい活動を生み出すということがすごく、新しい担い手を生み出すためには新しい地域活動を、きっかけづくりを与えることはすごく大事だと思います。社協のまちなかサロン、今は40ありますけれども、平成14年に1個作りまして、それはオーナーさんがやりたいというところから始まっ

て、社協の全戸配布の新聞に「まちなかサロン始めませんか」と声をかけて、幾つか、社協の地域担当職員がそのオーナーさんのところに入って行って、イメージを作って企画して、そしてスタッフ集めも一緒にやる。それで今、40までできたということで、そこでいわゆる職員がコーディネーター力をつけたということが力になりまして。

あと、子ども食堂も立ち上げとか、無料塾の立ち上げ。これも子ども食堂が20、無料塾が15ありますけれども、やっぱりそのスタッフさんの意向を聞きながら、オーナーさんの意向を聞きながら手伝う人を集める。そういういわゆる地域活動を増やしながらか、担い手を作っていく。オーナーさん結構ロコミで、SNSじゃないですけども、ロコミが今一番大事なのですね。「楽しいからやっごらん」「無理なくいつでも抜けていいから」、これを合言葉にすると、担い手は広がっていくのではないかと思います。

○和気部会長

ありがとうございます。ロコミとそれからSNS等いろいろ組み合わせて、あとSNSは高齢者がちょっと苦手じゃないですか。大学でコミュニティ学をやったときも、参加している高齢者がとにかく学生さんにスマホの使い方を教えてほしいという要望がすごく強かったのですね。何か自分の息子とか孫は「そんなこともできないの」とサッササッってやられてしまって全然覚えられないと。だけど、あまりにも基本的すぎて誰も教えてくれないみたいな。なので、ぜひそういうことも合わせてやっていただけるといいのかなと思いました。

○上村委員

LINEグループの作り方を教えてあげるとすごくいいのですよね。「おはよう」「元気だよ」というのを3、4人でできる。これが今、コロナ禍で教えてあげるとすごく何か楽しくなるらしいですね。

○和気部会長

いろいろな機能があるので、ぜひLINEは私もあまり上手じゃないですけど、そういうのを高齢者ができるようになるとすごく世界が広がりますし、いろいろな活動に参加しようというモチベーションになるのではないかなと思います。

すみません、それではちょっと時間が押してまいりました。最後ですね。「中野区居住支援協議会の設置について」事務局から説明をお願いします。

○池内住宅課長

住宅課の池内と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料の資料4-1を説明させていただきます。「中野区居住支援協議会の設置について」ということです。居住支援協議会を皆さんご存じでしょうか。多分聞き慣れないなという方も多いかと思います。居住支援協議会というのは、実は全国的にもう要配慮者というのが低所得者だったり、高齢の方だったり、障害の方だったり、それから本来だと外国の方だったりとか、子育て世帯だったりといういろいろ住宅に困っている方を民間の賃貸住宅で入居促進を進めようという会です。その会が実は23区中15区も作られているということで、実は中野が出遅れております。

出遅れた理由としましては、2年前ぐらいからいろいろ地域包括ケアの推進会議の住まい・住まい方部会という部会があるのですけれども、その中で住まいは大事だよ、居住支援協議会も立ち上げたいねという話が進んではいたのですが、やはり何が問題かというところ、ここにも書いてあるのですけれども、住宅部局、国交省だったりというところと、厚生労働省だったりという福祉部局、やっぱり違うのですよね。建築する部分と、

ハード部分とソフトの部分、相まみえないというか、そういった状況で、横断的な協議がされなかったというところも中野にはありました。

その中で、そうはいってもやっぱり中野区としても住宅マスタープランというのを今作っているのですけれども、その中でもやはり入居促進が必要だというお話も出てきている中で、早々に立ち上げてそれを軌道に乗せていくというところをしないでいいというところで、令和2年、今年度ですね、まず設置をします。設置をして令和3年度からまたきちんと動くようにということで、今年度はどちらかというところでも準備をするという状況をさせていただきたいと思います。

こちらに入りますと、目的としましては先ほどお話ししました住宅確保要配慮者という方を民間の賃貸住宅へ入居促進に留まらずに、配慮者及び今度は民間の賃貸住宅の大家さんに関して、双方に関して支援をしていきたいと思いますというところですね。今まで失敗していた中ではやはり大家さんへの保護がなく、入居をさせて、させたらそのまんま。支援が見えない。その方の支援を大家さんだったり不動産屋さんがやっている。もうそれは耐えられない。だから、やはり受入れはできませんという繰り返しで回っていたのですけれども、そうではなくやはり切れ目のない適切な支援というところは、ここでもきちんと動いていかないとこの入居促進が当たらないというところで、しっかり体制を作っていきたいと思っております。

2番の「重点取組事項」としましては、セーフティーネット住宅、これ※印で書いてあるのですけれども、下のところですね。小さい字なのですが、こちらのほうはやはり住宅確保が必要と思われる方というところですね。今までは公営住宅、都営住宅だったり区民住宅というところに入居いただいていたのですが、なかなかその枠の中では収まり切らず、やはり民間のほうの空いている家、それから部屋ですね、のところも活用して入居を拒まないというところの住宅を増やしていきたいと思いますというふうに動いております。

そうは言いますが、やはりなかなかこの制度はあっても理解が得られない。先ほどのお話なのですけれども、理解が得られないため、実際登録住宅というのは少ないです。そこも増やしていくためにはやはりうまい連携、それから切れ目ない支援があるというところを、実際に分かっていただいてというところをやっていきたいというところでは確保と情報共有ということでネットワークをきちんとしていく。それを構築していくというところの取組。そして2番目には、「居住支援サービスの創設」なのですけれども、実はあんしんすまいパックというのが中野区にはあります。これはどういうものかというところ、安否確認、それから例えば亡くなった場合の家財だったりというところを処分したりというところのパックなのですけれども、その初回登録が1万5,000円かかります。月々おおよそ2,000円。これは入居者の人に負担していただくのですけれども、このパックの初回登録料を中野区が持ちましょう。ただ、やはりここに関しては上限がありますというところで、収入の上限はつけさせていただいているところなのですが、そこもまだちょっと伸びないというところもありまして、この制度をどんどん使っていただきたいという中では、何がじゃあ、伸びない悩みなのかというところは今、検討している最中でして、それについてもご意見を頂きながら拡充していきたいと思っております。

あと3番の「空家の利活用、発生予防」というところでは、さっき上村委員のほうからありましたエンディングノート、その活用をさせていただく等で、先々どういったことが起こるかという中に、住まいもあつたよね、家どうするのだろうというのがあります。その部分に関して、じゃあ、そうなるとういうことがありますがよ、こういうふうに対策していきましようねというところをここで未然に防ぐというところでは、やはり福祉の部分と大きくつながっていったらなという部分。それから、民生委員さんだ

ったりということで高齢者訪問を毎年されている中で、空家の発見だったり、もしくは空家になりそうな単身の世帯の方に対して声かけをしていただいたりというところで、こちら進めていけたらなと考えております。

次の2ページ目ですけれども、じゃあ、今年度の取組としましては、協議会の体制を作らせていただきます。2番目、「関係者への理解促進」ということで、こちら研修だったりということを積極的にしていきたいと思っております。あとは3番目、「既存相談窓口の連携」ということで、特に今年度やるのは支援体制のフローチャートを作成して継続した支援が見える化ということで、見える化をして何が分かるかという、何が抜けているかという課題が浮き彫りになりますので、その浮き彫りになった課題について次年度、会の団体のほうでどういう支援が考えられるかというところを実際に検討していけたらなと考えております。

その委員なのですけれども、4番目、「委員構成」。本来、ほかの自治体等ではいろいろな、例えば成年後見に関わられているところだったりとか、大家さん団体だったりというところ、いろいろな団体が入ったチーム構成になっていたのですけれども、中野はあえて、相談支援の業務に関わりが深い団体を中心にさせていただいて、まずは最小のメンバーで相談支援の基盤を固めます。その後、必要に応じて増やしていけたらなと考えております。まず無理がなく、相談を受ける窓口が連携を取っていくというところを強化します。

住宅部局としましては住宅課、それから全日本不動産協会、それから宅建さんという東京都宅地建物取引業協会の方、それからホームネット、ホームネットというのは居住支援法人で、今、あんしんすまいパックのほうを請け負っていただいております。福祉部局は地域支えあい推進部、地域包括ケア推進課、地域活動推進課、すこやか福祉センター、それから健康福祉部として生活援護、障害福祉課、それから民生児童員協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域生活支援センターせせらぎ、社協さんということで、本当に相談を受けている窓口がメインになっております。

3ページ目の5番、「支援体制」ですけれども、こちらはやはり切れ目ない支援を行うためにということでは、現在も実は皆さん支援されています。もちろん連携は取っていらっしゃるところなのですけれども、それを今回は形を作って居住支援協会のメンバーですよというところで絆を強めていって、その中で連携が取れるようにと、あえて居住支援協会という枠に入れさせていただいています。その中では、最終的には受け皿となるセーフティーネット住宅の登録をしていただけるようにいろいろな見える化をしたりということで、この図にありますとおり、福祉部局としては入居支援、生活支援、退去支援、これは今でもされているとは思いますが、こちらの支援。それから住宅部局としては、入居支援はもちろんなのですが、家主さんの支援ということで、家主さん側のフォローということも最後までやっていくというところで、両局面で連携をして見える化をしてというところで体制を組んでく。

6番目なのですけれども、必要な支援に対する現行の役割。こちら入居前、入居中、退去時ということで、その支援をする方に関して必要なものを書かせていただきました。この中で、右側ですね。「課題」と書いているところが現在不足しているのではないかとこの支援です。やはり寄り添うというところでは、内覧の同行だったり、契約時の立会い、もしかしたらこれが成年後見についていらっしゃる方であればいただいているかもしれないのですが、ついていない場合どうしたらいいのかわったりとか、あとは一番下、引っ越し時の家財整理、搬出・搬入。これすごく窓口でも話があるのですけれども、高齢の方で一人で引っ越しをしなければならない、障害がある方で引っ越しをしなければならない、でも、荷詰めだったり荷をほどこ作業、一人でやらなければならない。それはちょっと困難だな、じゃあ、どこに頼めばいいだろうというところも、や

はり住宅課の窓口でもご相談があったりということがございます。

こういったところのまとめで課題の整理をしていくことで、入居促進につなげていけたらなと思っております。

ただこれが、この会を設置するということは多分、ほぼ反対もなく賛同されることかなと思っております。そうは言っても、実働がちゃんと伴わないと、ただ立ち上げただけというもので安心して終わりというというのはやはりないなと思っております。なので、今年度は、実は国交省の居住支援協議会の伴走支援プロジェクトというものに私ども手を挙げさせていただいて応募しました。そこで3自治体が当選ということでは中野区も決定ということになりまして、実際この間、国交省の方々とお話をさせていただいて、まずは勉強会は必要だということで、町内の勉強会をまずさせていただくということと、あと、次には徐々に輪を広げていって、事例のこういうケースがあったということで実際の事例を地域包括だったり、障害者相談支援事業者だったりというところを出していただいて、どうしていくかという勉強会、それから第3番目は、最後はもう委員全体が集まってどういうふうにしていくかという話し合いをまず今年度組立てをしまして、次年度の4月からは居住支援協議会としてきちんと立ち上がるようにということで考えている次第でございます。

その中でも次、資料4-2ですけれども、ご意見を頂きたい部分としましては、そうは言っても今後要配慮者として支援体制を組む必要があるという方はこういった方なのかということをご意見いただきたいということと、あとは重点取組事項として、必要だということで書かせていただいた中でも、ほかにありますかということ。それからやはり居住支援協会の周知、先ほどもいろいろな課題がある中では周知方法をどうするかということが課題なのですが、これで大丈夫なのかということ。あとは4番、ちょっと重いのですけれども、個人情報の共有をどういうふうにしていくかということ、それから5番のネットワークの構築の方法ということでは、ほかの自治体でもネットワーク、福祉部局と住宅部局、ネットワーク、日々どうやっていったらいいのかということだったり、あとは6番に、居住支援協議会に求めることということで、全体的に求める機能等は、これがあたらいいよねということがありましたらということなのですが、これ全部伺っていると時間がないのかなと思います。分かるところというか、一番にこれに関してこうでとうことで、全部網羅しなくても結構です。ご意見いただければなと思っております。つくろい東京ファンドをやられている稲葉先生は実際居住支援団体を作られているので、特にご意見を頂戴したいところです。すみません、よろしく願いいたします。

○和気部会長

ありがとうございます。ようやくこの居住支援協議会が立ち上がっているということで、いろいろ時間がかかったということも今伺いしましたけれども、稲葉先生も委員に入ってくださいましたので、ぜひ実践経験の中からご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○稲葉委員

ありがとうございます。住まい・住まい方部会のほうでもお話しさせていただいて、2、3年前から「まだ作らないのですか」とずっと言ってきたので、ようやく立ち上げることになってよかったです。

課題は本当におっしゃるとおりでして、他地域のほかの自治体の支援協議会が立ち上がったところの実情等いろいろ伺う機会が多いのですけれども、残念ながら協議会を立ち上げて、年に数回議論をしているだけという、サロンの形になっていて、あとは

若干不動産関係団体と一緒に啓発活動、大家さんたちと啓発活動をやって、なかなかセーフティーネット住宅の登録が進まないですね、みたいな話をしているだけで終わってしまっているところがあって、ちょっと残念な形になっているところが多いのではないかなと思っております。

そういう意味では、機能する居住支援協議会にしていいただければと思っておりますけれども、その中でもやはり重要だと思うのが、相談支援の基盤を固めるということで、福祉部局と住宅部局の連携強化というところが一番ポイントだろうと思っております。あと今の状況ですと、この間も私たち生活保護の申請等も行ってきましたけれども、生活保護の窓口が結構大変なのですね。今、コロナの影響で生活に困っている方が急増していてですね。これ生活保護の窓口だったり、生活困窮者自立支援制度の窓口相談者が増加していて、なかなか入口の対応だけで手いっぱいという状況があって、1人1人の方への入居支援だったり、入居後のアフターフォローがなかなか手が回っていないという状況になっているかと思っております。

ですので、そこはぜひ住宅部局としても、例えば生活保護を受けた人の部屋探しについて、住宅部局のほうで役割分担するみたいな仕組みができればなと思っております。なかなか福祉のケースワーカーの方と話をしていても、あまり住宅のサービスの話、すまいパックの話とかが出てくるのがあまりなくて、御存じないのかあまりうまく連携が進んでいない気がしますので、例えば生活保護でもアパートを探すという段になったら住宅のこっちの窓口に行ってみたいなことがスムーズにできればなと思っておりますし、あと、せせらぎさんのほうでも障害者の方の居住支援をされていて、こちらもかなり苦労されていると伺っておりますので、実際なかなか障害をお持ちの方が部屋探しができないという、不動産屋さんの理解、大家さんの理解がなかなか得られないで大変だという話もつい最近伺ったばかりですので、そこの連携をしていく中で、1つ1つ事例を積み重ねていただけたらなと思っております。

勉強会も重要なのですけれども、実際に困って部屋を探している人、生活保護の方だったり、障害者の方だったり、高齢者の方だったりの部屋探しを事務局と住宅部局が一緒になって解決していくという、その積み重ねをしていくことによって形というのが、連携の体制というのが作られると思っておりますので、ぜひそうした少なくとも構わないと、最初は少なくともいいと思うので、相談の事例というのを積み重ねていただければなと思っております。

○和気部会長

ありがとうございます。いろいろ実践されているところからぜひとも伴走型支援プロジェクトですか、国交省のプロジェクトもぜひ活用していただいて、実践者の方からもいろいろインプット、このプロジェクトを通していただければと思います。

あと今、低所得者・高齢者・障害者のほかにどういう方がみたいな問い合わせがありましたけれども、私が聞いている範囲では、例えば外国人の方、1人だといいいけど、結婚したら駄目と言われたとか、何でそれが駄目なのか、そこに子どもが生まれると嫌なのか何なのか分からないのですけれども、それは外国人介護者をたくさん雇っている法人の方から聞きました。何とかしてほしいと聞いたことがありますし、あと独り親の方もだめだと言われるとか、あとももちろん出所者の方とかそういう犯罪履歴がある方とかですね、世の中いろいろ本当に、もちろん身元保証のない方とかいろいろおられますので、そういういろいろな事例も含めて要配慮者の方々になぜそれが駄目なのかというところをぜひ、大家さんから聞いてほしいというか、その意識の転換を図りつつ、いろいろなリスクを軽減する策、あんしんパックとかできていますのでそういうのもぜひ啓蒙していただかないといけないですし、と思います。

あと、ちょっと時間があれなのですけれども、渡辺委員、何か全体のことでいいのですけれども、何かお気づきの点あればご発言お願いしたいのですが。すみません、突然振りまして。

○渡辺委員

私は本当に一区民として今回参加させていただきましたけれども、いろいろ中野区でやっているセミナーとか、社協がやっている講座とかは本当に参加させていただいて、成年後見人制度の講座にも参加させていただきました。でも65歳以下じゃなければ駄目ですよと言われてたりして。ただ、知識を得るためには本当に活用させていただいていますけれども、なかなか自分が実際に動くところまでちょっと年齢もあったりして、いけないところが大変申し訳ないなと思っています。

ただ、住居のことは、私ももう70歳過ぎていきますので、とにかくその世帯主ですか。独り親では駄目だということは言われました。私もほかの地域から、県から来たものから、それで仕方がないからとにかく娘の、娘が世帯主だということで入れさせていただいています。ただ、現在は娘と一緒にしていませんけれども、とにかく家賃だけはきちんと払っているの、何とか入れさせていただいていますけれども、確かに住居の場合には、高齢者の70歳以上になると1人ではとても入れていただけませんので、こういう制度があったときに、本当に心強く思いますので、今後期待して高齢者の元気な方が1人で入れるような制度があったら本当にありがたいと思って期待をしております。失礼いたしました。

○和気部長

ありがとうございます。まだご意見尽きないかと思うのですけれども、ちょっと時間になってしまいましたので、今日のところは一応、あっ、ごめんなさい、どうぞ。

○坂本委員

すみません、時間のないところで。4-1の資料のところでは空家の利活用というところがあって、私、中野区の空家等対策審議会のほうに参加させてもらって、中野区の空家の状況というのをある程度聞いているのですけれども、空家になってしまう原因というのが幾つかあるのですけれども、その中でなかなか対処しづらいというのが、所持者の方が市場に乗せられない、例えば道路づけが悪いので市場価値が栄えるまで売れないとか、そういうちょっとなかなか市場に乗らない物件をお持ちなので、もうこんなの持っていてもしようがないよと空家にしてしまっ、防災の問題とかいろいろな問題で地域で困っているという物件が幾つかあるということなので、そこでもちょっとあったのですけれども、じゃあ、そういう家に関して道路づけが悪くても何か条例のほうで何とかできないかということもあったのですが、なかなかちょっとそれは難しいという中で、そういう空家を今のこういう形のところで利用させてもらうことで、持っている方も何も利益を生まないものよりは、そういうものに提供してもらえませんかみたいなアプローチでできないかなというのは前から思っていて、それを高齢者でもいいですし、障害者の方でもいい。ただ、多分オーナーさんからすると、「相対の契約はちょっと」ということなので、そこに三面じゃないですけど、行政なりがちょっと挟むような形でやると、オーナーさんのほうも少し安心してやれるのではないかなと個人的に思っております。

あともう1つは、空家の利活用の1つの中で、どこか現にやっているところのやつがあったのですけれども、空家そのものの中に学生さんを住まわせて、その学生さんたちが、空いている時間に子どもたちに勉強を教えたりという形なんかもやっているという

のも聞きましたので、先ほど先生がおっしゃったような1つのモデルケースとして何か進めていくようなことで何かできると、そういうのを見ながら「じゃあ私も」みたいに手が挙がるのではないかなというのを考えていますので、そういうのも1つずつ始められたらいかがかなと思っております。すみません、時間がない中。

○和気部会長

いえいえ、ありがとうございました。ぜひいろいろな地域、区外にもいろいろなモデルケースもあろうかと思っておりますので、ぜひ勉強会ですとかそういうのを通じて、まずは今年にはいろいろな事例を集めていただくところが重要かなと思えました。

そのほかよろしいでしょうか。ちょっと9時になってしまったのですけれども、よろしいですか。

すみません、それでは、一旦ここで議論を切りまして、事務局のほうから今後についてですかね。ちょっとお話しいただければと思います。

○石崎福祉推進課長

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。今後の予定の前に1つ、今日お配りをした資料5につきましたは、現行の中野区健康福祉総合推進計画の進捗状況の資料でございます。表の中に全部で41項目ございまして、左から5つ目のところに記号が入っていますけれども、ここ◎が計画どおり進んで取り組んだという項目で、39項目、○が計画どおりであるが変更して取り組んだ、これが1つでございます。△が計画に着手したものの、十分に進行されてはいないということでこちら1項目、未着手はゼロとなっています。内容については後ほどお読み取りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、次回の第5回地域福祉部会ですが、9月7日午後7時から9時までを予定しておりますので、皆さんご予定いただければと思います。なお、本日車でお越しになった方につきましては、事務局のほうで駐車券にスタンプを押しますので、事務局職員までお申し付けください。よろしく願いいたします。以上です。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまをもちまして第4回地域福祉部会は終了させていただきます。また、9月までちょっと間が空きますけれどもお目にかかれれば。非常に猛暑になっておりますし、コロナも拡大しておりますので、皆さん、どうぞお気をつけてお過ごしください。本日は以上です。ありがとうございました。

——了——